

(別表)

## 汎用申請対象手続一覧

## 【監視関係】

手続名称	根拠法令等
不開港入港届出(外国貿易船)	関税法(昭和29年法律第61号。以下「関法」という。)第20条第2項 関税法施行令(昭和29年政令第150号。以下「関令」という。)第18条第2項 関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号。以下「関基」という。)20-7(1)
不開港入港届出(特殊船舶)	関法第20条の2第3項 関令第18条の2第6項 関基20の2-1(関基15の3-1を準用)
不開港入港届出(外国貿易機)	関法第20条第2項 関令第18条第2項 関基20-7(1)
不開港入港届出(特殊航空機)	関法第20条の2第3項 関令第18条の2第7項 関基20の2-1(関基15の3-1を準用)
不開港入港前報告(旅客に関する事項)(特殊船舶)	関法第20条の2第1項及び第2項 関令第18条の2第4項 関基20の2-1(関基15の3-1を準用)
不開港入港前報告(乗組員に関する事項)(特殊船舶)	関法第20条の2第1項及び第2項 関令第18条の2第4項 関基20の2-1(関基15の3-1を準用)
不開港出港届出(特殊船舶)	関法第20条の2第4項前段 関令第18条の2第8項 関基20の2-1(関基17-5を準用)
不開港出港届出(特殊航空機)	関法第20条の2第4項前段 関令第18の2第9項 関基20の2-1(関基17-5を準用)
不開港出港時旅客情報提出(特殊船舶)	関法第20条の2第4項後段 関令第18条の2第8項 関基20の2-1(関基17-5を準用)
不開港出港時乗組員情報提出(特殊船舶)	関法第20条の2第4項後段 関令第18条の2第8項 関基20の2-1(関基17-5を準用)
税関空港出港時旅客予約記録情報報告(外国貿易機)	関法第17条第4項 関令第16条第4項
税関空港出港時旅客予約記録情報報告(特殊航空機)	関法第17条の2第3項 関令第16条の2第2項
不開港出港時旅客予約記録情報報告(外国貿易機)	関法第20条第4項 関令第18条第3項
不開港出港時旅客予約記録情報報告(特殊航空機)	関法第20条の2第6項 関令第18条の2第10項
沿海通航船等外国寄港届出(兼目録提出)	関法第22条 関令第20条第1項 関基22-1(1)
国際基幹航路届出	関法附則第7項 関基15-3-4
船用品目録事前報告	関法第15条第4項
船用品目録提出	関法第15条第5項
積荷目録事前報告(ドキュメント貨物)	関法第15条第9項 関令第13条第2項
積荷目録事前報告(利用者システム障害時等用)	関法第15条第9項 関令第13条第2項
積荷目録提出(出港)(外国貿易船)	関法第17条第1項 関令第16条第1項第1号 関基17-2-1

手続名称	根拠法令等
積荷目録提出（出港）（外国貿易機）	関法第 17 条第 1 項 関令第 16 条第 2 項第 1 号 関基 17-2-1
不開港在港期間等変更申出	関基 20-8
船移届出	関法第 21 条 関基 21-6(1)
貨物の指定地外積卸許可申請	関法第 24 条第 1 項 関令第 22 条第 2 項 関基 24-4(1)
船陸交通一括許可申請変更届出	関令第 22 条の 2 第 5 項
指定地外交通許可申請 （外国往来船又は外国往来航空機）（包括）	関法第 24 条第 1 項 関基 24-4(2)
船陸交通許可申請 （外国往来船又は外国往来航空機）（包括）	関法第 24 条第 2 項 関令第 22 条の 2 第 2 項 関基 24-5(2)
船陸交通許可申請（包括・住民基本台帳による本人確認希望）	関法第 24 条第 2 項 関令第 22 条の 2 第 2 項 関基 24-5(2)
仮陸揚届出（船用品等）	関法第 21 条 関令第 19 条 関基 21-2(1)
仮陸揚復路運送申告（船用品等）	関法第 63 条第 1 項 関令第 53 条第 1 項 関基 21-4(2)
仮陸揚期間延長申出	関法第 21 条 関基 21-2(2)
外貨船機用品積込承認申告（包括）	関法第 23 条第 1 項 関令第 21 条の 3 第 1 項 関基 23-2(2)
外貨船機用品積込確認書類提出（包括）	関法第 23 条 5 項ただし書 関令第 21 条の 5 第 2 項 関基 23-7(2)、(3)
外貨船機用品積込（包括）訂正申出	関法第 23 条第 5 項 関令第 21 条の 5 第 2 項 関基 23-4(3)ロ、ハ
内貨船機用品積込承認申告（包括）	関法第 23 条第 2 項 関基 23-13(2)
内貨船機用品積込（包括）訂正申出	関法第 23 条第 2 項 関基 23-13(2)（関基 23-4(3)ロを準用）
船機用燃料油振替積込承認申請	関基 23-15
外国貨物船用品の受払に関する帳簿提出	関法第 23 条第 1 項 関令第 21 条の 7 関基 23-16(4)
外国貨物船用品（機用品）亡失届出	関法第 23 条第 6 項 関令第 21 条の 6 関基 23-11
とん税非課税理由証明申請	とん税法（昭和 32 年法律第 37 号。以下「とん法」という。）第 7 条 とん税法施行令（昭和 32 年政令第 48 号。以下「とん令」という。）第 4 条 とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和 47 年蔵関第 104 号。以下「とん基」という。）7-6 特別とん税法（昭和 32 年法律第 38 号。以下「特とん法」という。）第 6 条（とん法第 7 条を準用） とん基第 2 章 0-2（第 1 章 7-6 を準用）
とん税及び特別とん税納税義務者承認申請	とん法第 4 条第 2 項 特とん法第 4 条第 2 項 とん令第 1 条第 1 項 とん基第 1 章 4-4 とん基第 2 章 0-2（第 1 章 4-4 を準用）

手続名称	根拠法令等
とん税納付前出港承認申請	とん法第9条第1項 とん令第5条第1項 とん基第1章9-3 とん基第2章0-2（第1章9-3を準用）
不開港出入許可申請（航空機）	関法第20条第1項 関令第18条第1項 関基20-6(1)
入港届（報告書）提出（公用船）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号。以下「地位協定特例法」という。）第5条第1項 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第149号。以下「国連軍協定特例法」という。）第4条（地位協定特例法第5条第1項を準用） 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）第1章5-2(1)、第2章4-2(1)
出港報告書提出（公用船）	地位協定特例法第5条第1項 国連軍協定特例法第4条（地位協定特例法第5条第1項を準用） 特例法基本通達第1章5-2(2)、第2章4-2(1)
入港申告書提出（公用機）	地位協定特例法第5条第1項 国連軍協定特例法第4条（地位協定特例法第5条第1項を準用） 特例法基本通達第1章5-3(1)、第2章4-2(2)
出港申告書提出（公用機）	地位協定特例法第5条第1項 国連軍協定特例法第4条（地位協定特例法第5条第1項を準用） 特例法基本通達第1章5-3(1)、第2章4-2(2)
とん税免除証明申請（合衆国軍隊）	地位協定特例法第4条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和27年政令第125号。以下「地位協定特例法施行令」という。）第2条 特例法基本通達第1章4-1
とん税免除証明申請（国際連合の軍隊）	国連軍協定特例法第4条（地位協定特例法第4条を準用） 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和29年政令第128号。以下「国連軍協定特例法施行令」という。）第2条（地位協定特例法施行令第2条を準用） 特例法基本通達第2章4-3
軍人用販売機関等の輸出品物の積込確認（船積確認書）	特例法基本通達第1章雑-2(3)、(4)
船長陳述書提出	関令第12条第5項
外貨船機用品積込承認申告	関法第23条第1項 関令第21条の2第1項 関基23-2(1)
外貨船機用品積込確認書類提出（個別）	関法第23条第5項 関令第21条の5第2項 関基23-7(1)
外貨船機用品積込期間延長承認申請	関法第23条第4項 関令第21条の4 関基23-5
内貨船機用品積込承認申告	関法第23条第2項 関令第21条の2第2項 関基23-13(1)

手続名称	根拠法令等
滅却（廃棄）承認申請（船機用品）	関法第 23 条第 6 項 関令第 21 条の 6 第 3 項 関基 23-10
託送品輸出申告	関法第 67 条 関基 67-2-8(3)
託送品目録提出	関法第 15 条第 1 項、第 2 項、第 7 項及び第 8 項 関基 15-6
指定地外貨物検査許可申請（旅具）	関法第 69 条第 2 項 関令第 62 条 関基 69-1-2、69-3-2
外国貨物の指定場所外の検査の許可申請（旅具） （積戻し）	関法第 75 条（関法第 69 条第 2 項を準用）
不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告	関法第 67 条 関基 67-4-10(6)
支払手段等の携帯輸出・輸入申告	関法第 67 条 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 19 条第 3 項 関令第 58 条及び第 59 条 外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 8 条の 2 外国為替に関する省令（昭和 55 年大蔵省令第 44 号）第 10 条
内国貨物運送申告	関法第 66 条 関令第 57 条（関令第 53 条第 1 項及び第 2 項を準用） 関基 66-2
証明書類交付申請（監視）	関法第 102 条第 1 項 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 123 条第 1 項 関令第 88 条第 1 項 関基 102-1
開庁時間外貨物積卸届	関法第 19 条 関令第 17 条
時間外執務要請届（監視）	関法第 98 条第 1 項 関令第 87 条第 3 項
船卸許可申請撤回申出書提出	関法第 16 条第 3 項 関令第 15 条の 2 第 2 項 関基 16-2(2)、16-3
輸出物品販売場で購入した物品を亡失した場合の承認申請	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 8 条第 3 項 消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）第 8 条第 1 項
国際観光旅客税の過誤納金の還付請求	国税通則法第 56 条第 1 項
国際観光旅客税納付申出（個人・直納）	国際観光旅客税法（平成 30 年法律第 16 号）第 18 条第 1 項
国際観光旅客税納付申出（個人・MPN）	国際観光旅客税法第 18 条第 1 項
国際観光旅客税納付申出（運送事業者・直納）	国際観光旅客税法第 17 条第 1 項及び第 2 項
国際観光旅客税納付申出（運送事業者・MPN）	国際観光旅客税法第 17 条第 1 項及び第 2 項
国際観光旅客税の納税地の特例に係る承認申請	国際観光旅客税法第 13 条第 1 項 国際観光旅客税法施行令（平成 30 年政令第 161 号）第 6 条第 1 項
国際観光旅客税の納税地の特例に係る不適用の届出	国際観光旅客税法施行令第 6 条第 4 項
国際旅客運送事業の開廃等の届出	国際観光旅客税法第 20 条第 1 項及び第 2 項
国際旅客運送事業の異動に係る届出	国際観光旅客税法第 20 条第 3 項
国際旅客運送事業の承継に係る届出	国際観光旅客税法第 20 条第 4 項及び第 5 項
国際観光旅客税納税管理人に係る選任の届出	国税通則法第 117 条第 2 項
国際観光旅客税納税管理人に係る解任の届出	国税通則法第 117 条第 2 項
海軍販売所等で購入した物品を亡失した場合の承認申請	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 86 条の 2 第 3 項 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 37 条第 1 項

手続名称	根拠法令等
輸出酒類販売場で購入した酒類を亡失した場合の承認申請	租税特別措置法第 87 条の 6 第 3 項 租税特別措置法施行規則第 37 条の 4 の 5 第 1 項
入出港予定表提出（個別）	日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取り扱いについて（昭和 55 年蔵関第 676 号）
入出港予定表提出（包括）	日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取り扱いについて（昭和 55 年蔵関第 676 号）

【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】

手続名称	根拠法令等
災害等による申請等の期限延長申請	関法第 2 条の 3 関令第 1 条の 4 第 3 項及び第 4 項 関基 2 の 3－3 国税通則法第 11 条 国税通則法施行令第 3 条第 3 項及び第 4 項
違約品等廃棄関税払戻申請	関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「定率法」という。）第 20 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項 関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号。以下「定率令」という。）第 56 条第 3 項、第 56 条の 3（定率令第 56 条を準用）、第 56 条の 4（定率令第 56 条を準用） 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号。以下「定率基」という。）20－11、20－15（定率基 20－11 を準用）、20－16（定率基 20－11 を準用）
国産困難航空機素材等の確認申請（定率法関係）	関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号。以下「定率規則」という。）第 6 条第 13 号、第 6 条の 2 定率基 15－8(3)
国産困難航空機素材等の確認申請（暫定法関係）	関税暫定措置法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 39 号。以下「暫定規則」という。）第 1 条の 4 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号。以下「暫定基」という。）4－3(2)
輸入期間延長承認申請（加工組立減税）	関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号。以下「暫定法」という。）第 8 条第 1 項 関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号。以下「暫定令」という。）第 24 条（定率令第 5 条の 3 を準用） 暫定基 8－10
再輸入期間延長承認申請（加工又は修繕貨物）（経済連携協定）	暫定法第 8 条の 7 暫定令第 31 条の 3 第 2 項（定率令第 5 条の 3 を準用） 暫定基 8 の 7－8
再輸入期間延長承認申請（加工又は修繕貨物）	定率法第 11 条 定率令第 5 条の 3 定率基 11－8
再輸出期間延長承認申請（再輸出免税貨物）	定率法第 17 条第 1 項 定率令第 37 条の 2 定率基 17－3(2) 特例法基本通達第 5 章 12－2(1)
再輸出期間延長承認申請（輸入時と同一状態で再輸出される貨物）	定率法第 19 条の 3 第 1 項 定率令第 54 条の 14 定率基 19 の 3－4
違約品等保税地域搬入期間延長承認申請	定率法第 20 条第 1 項 定率令第 56 条の 2 定率基 20－3
外国貨物古包装材料引取免税申出	関基 67－4－16(1)
外国貨物古包装材料引取免税申出（包括）	関基 67－4－16(3)
博覧会等の指定に関する承認申請（定率法関係）	定率規則第 2 条の 2 第 2 号、第 4 号 定率基 14－5(7)（関基 62 の 2－8 を準用）
再輸入する通い容器等の同一性確認のための資料の提出	定率基 14－15(5)ただし書、14－16(8)、(9)

手続名称	根拠法令等
輸入原料品等関税額証明申出	定率令第 16 条の 5 定率基 14 の 2 - 1 (5)
加工組立輸出貨物確認申請	暫定令第 22 条第 1 項及び第 2 項 暫定基 8 - 4
加工修繕輸出貨物確認申請（経済連携協定）	暫定令第 31 条の 3 第 1 項（暫定令第 22 条第 1 項及び第 2 項を準用） 暫定基 8 の 7 - 2、8 の 7 - 4
加工修繕輸出貨物確認申請	定率令第 5 条第 1 項 定率基 11 - 3、11 - 5 (2)
再輸出減税貨物輸出届出	定率法第 18 条第 4 項（定率法第 17 条第 3 項を準用） 定率令第 41 条（定率令第 39 条第 4 項を準用） 定率基 18 - 3（定率基 17 - 7 を準用）
再輸出免税貨物輸出届出	定率法第 17 条第 3 項 定率令第 39 条第 4 項 定率基 17 - 7 (1)
再輸出貨物に係る輸入確認申請	定率令第 54 条の 13 第 1 項 定率基 19 の 3 - 2 (1)、19 の 3 - 7 (1)
再輸出貨物に係る輸入確認申請（納期限延長貨物）	定率令第 54 条の 17（定率令第 54 条の 13 第 1 項を準用） 定率基 19 の 3 - 9（定率基 19 の 3 - 2 を準用）
滅却（廃棄）承認申請（違約品等）	定率法第 20 条第 2 項 定率令第 56 条第 2 項 定率基 20 - 10
滅却（廃棄）承認申請（違約品等（納期限の延長））	定率法第 20 条第 3 項 定率令第 56 条の 3（定率令第 56 条第 2 項を準用） 定率基 20 - 15（定率基 20 - 10 を準用）
滅却（廃棄）承認申請（違約品等（特例申告貨物））	定率法第 20 条第 5 項 定率令第 56 条の 4（定率令第 56 条第 2 項を準用） 定率基 20 - 16（定率基 20 - 10 を準用）
用途外使用における変質、損傷等の減税申請（特定用途免税貨物）	定率令第 26 条第 2 項 定率基 15 - 11(5)
免税物品使用場所変更届（特定用途免税貨物）	定率令第 26 条第 3 項 定率基 15 - 11(6)
特定用途免税貨物の使用の報告	定率令第 26 条第 4 項
特定用途免税貨物の譲渡の届出	定率令第 26 条第 5 項 定率基 15 - 11(7)
用途外使用における減耗等の減税申請（外交官用貨物関係）	定率令第 30 条 定率基 16 - 2(5)
共同利用施設確認申請	暫定令第 3 条第 2 項 暫定規則第 1 条の 3 暫定基 9 - 6(3)
軽減税率等適用貨物に係る使用状況の報告（暫定法関係）	暫定令第 33 条第 4 項（暫定令第 10 条を準用） 暫定基 9 - 12
学校等給食用のミルク及びクリームに係る業務の報告	暫定令第 33 条第 6 項
配合飼料用ミルク、クリーム、ホエイ、調製ホエイに係る業務報告	暫定令第 33 条第 8 項 暫定基 9 - 11
丸粒とうもろこしに係る使用状況等の報告	暫定令第 33 条第 11 項第 1 号 暫定基 9 - 13
コーンフレーク製造用とうもろこしに係る使用状況の報告	暫定令第 33 条第 11 項第 2 号
でん粉糖等の製造に係る業務の報告	暫定令第 33 条第 13 項
軽減税率適用貨物に係る使用状況の報告（定率法関係）	定率令第 60 条第 1 項
農林漁業用重油及び粗油に係る業務の報告	定率令第 60 条第 2 項
高糖度原料糖の使用に係る業務の報告	暫定令第 33 条第 15 項
用途外使用における変質、損傷等の減税申請（暫定法関係）	暫定令第 33 条の 9 第 3 項
軽減税率等適用貨物に係る用途外使用等の承認申請（暫定法関係）	暫定法第 10 条ただし書 暫定令第 34 条第 1 項 暫定基 10 - 2(3)、12 - 1 後段

手続名称	根拠法令等
用途外使用における減耗、変質等の減税申請	暫定令第 35 条 暫定基 11-1
軽減税率等適用貨物の亡失に係る届出（暫定法関係）	暫定令第 36 条第 1 項 暫定基 11-2(1)
軽減税率等適用貨物の減却に係る届出	暫定令第 36 条第 2 項 暫定基 11-2(2)
関税の免除等を受けた物品の転用確認申請（暫定法関係）	暫定令第 37 条（定率令第 61 条の 2 第 2 項を準用） 暫定基 12-1 前段（定率基 20 の 3-2(1)を準用）
減却（廃棄）承認申請書（再輸出免税貨物）	定率法第 17 条第 5 項（定率法第 13 条第 7 項ただし書を準用） 定率令第 38 条（定率令第 11 条第 2 項を準用） 定率基 17-3(4) 特例法基本通達第 5 章 8-3
減却（廃棄）承認申請書（軽減税率適用貨物）	定率法第 20 条の 2 第 3 項（定率法第 13 条第 7 項ただし書を準用） 定率令第 61 条（定率令第 11 条第 2 項を準用） 定率基 20 の 2-4(4)
減却（廃棄）承認申請書（再輸出減税貨物）	定率法第 18 条第 3 項（定率法第 17 条第 5 項、第 13 条第 7 項ただし書を準用） 定率令第 41 条（定率令第 38 条、第 11 条第 2 項を準用）
特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届（特定用途免税貨物）	定率令第 26 条第 1 項 定率基 15-11(3)、20 の 3-2(2)
特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届（再輸出免税貨物）	定率令第 37 条第 1 項 定率基 17-3(1)、20 の 3-2(2) 特例法基本通達第 5 章 8-3
再輸出免税貨物の使用の報告	定率令第 37 条第 2 項（定率令第 26 条第 4 項を準用）
再輸出免税貨物の亡失に係る届出	定率令第 38 条（定率令第 11 条第 1 項本文を準用） 定率基 17-3(3) 特例法基本通達第 5 章 8-3
用途外使用における変質、損傷等の減税申請（再輸出免税貨物）	定率令第 38 条（定率令第 11 条第 3 項を準用） 定率基 17-3(5)
再輸出免税貨物の輸出の手続	定率令第 39 条第 1 項 定率基 17-6(2)
用途外使用に該当しない用途の使用届	定率基 15-11(1) 定率基 20 の 2-3 暫定基 10-1
農林漁業用無税重油等振替申請	定率基 20 の 2-2(5)
修理・改装用資材明細書（仕入書兼用）提出	関令第 61 条 関基 67-2-9
輸入貨物評価（個別）申告Ⅰ	関令第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号 関基 7-8
輸入貨物評価（個別）申告Ⅱ	関令第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号 関基 7-8
輸入（納税）申告（少額個人通関用）	関法第 67 条 関基 67-4-5
通関相談書（個人通関用）提出	関基 67-4-5
内容点検確認書提出	関基 67-3-5
指定地外貨物検査許可申請（業務）	関法第 69 条第 2 項 関令第 62 条 関基 69-1-2、69-3-2
取卸し場所検査申出（指定地外貨物検査許可申請兼用）・他所蔵置許可申請・外国貨物運送申告（目録兼用）	関法第 30 条第 1 項第 2 号、第 63 条第 1 項、第 69 条 関基 67-3-12(3)

手続名称	根拠法令等
留置された貨物の返還申請	関法第 87 条第 2 項 関令第 81 条 関基本 86-1
税関事務管理人届出（消費税等納税管理人届出兼用）、解任届出（消費税等納税管理人解任届出兼用）	関法第 95 条第 2 項 国税通則法第 117 条第 2 項 関令第 84 条 関基 95-2(1)
輸入許可前の変質、損傷の場合の減税申請	定率令第 3 条第 1 項、第 4 項 定率基 10-6
輸入許可後の変質、損傷等の場合の届出、戻し税申請	定率令第 3 条の 2 第 1 項、第 2 項 定率基 10-9
輸入許可後の変質、損傷等の場合の届出、関税額の減額申請	定率令第 3 条の 3（定率令第 3 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用） 定率基 10-12（定率基 10-9 を準用）
輸入許可後の変質、損傷等の場合の届出、控除申請	定率令第 3 条の 4（定率令第 3 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用） 定率基 10-15（定率基 10-9 を準用）
加工又は組立てに係る製品の減税申請	暫定令第 23 条第 1 項 暫定基 8-5
契約内容の変更等確認手続	暫定基 8-5(4)
加工又は修繕のため輸出された貨物の免税申請（経済連携協定）	暫定令第 31 条の 3 第 1 項（暫定令第 23 条第 1 項を準用） 暫定基 8 の 7-3、8 の 7-4
加工又は修繕のため輸出された貨物の減税申請	定率令第 5 条の 2 第 1 項 定率基 11-4、11-5(2)
製造用原料品の減税又は免税申請	定率令第 7 条第 1 項 定率基 13-11
用途外使用における変質、損傷等の減税申請（製造用原料品関係）	定率令第 11 条第 3 項 定率基 13-16(3)（定率基 10-6 を準用）
製造用原料品の譲許の便益の適用申請	暫定令第 33 条の 5 第 1 項 暫定基 9 の 2-11
水産物加工製品についての承認申請	定率規則第 4 条 定率基 14 の 3-2(3)
水産物加工製品の減税申請	定率令第 16 条の 7 第 3 項 定率基 14 の 3-2(5)
特定用途免税に係る施設の指定の申請	定率令第 18 条第 1 項、第 2 項、第 4 項 定率基 15-1(12)、(13)
標本等の特定用途免税申請	定率令第 19 条第 1 項 定率基 15-1(14)
寄贈物品の特定用途免税申請	定率令第 20 条第 1 項、第 2 項 定率基 15-2 から 15-6
博覧会等の特定用途免税申請	定率令第 21 条の 2 第 1 項 定率基 15-7(4)、(5)
航空機安全発着等物品の特定用途免税申請	定率令第 24 条第 1 項 定率規則第 6 条の 3 定率基 15-8(8)
自動車等の引越荷物の免税申請	定率令第 25 条第 1 項 定率基 15-9(6)
条約の規定による特定用途免税申請（定率令第 25 条の 2 第 1、3 号）	定率令第 25 条の 3 第 1 項 定率基 15-10(2)
条約の規定による特定用途免税申請（定率令第 25 条の 2 第 2、4 号）	定率令第 25 条の 3 第 1 項 定率基 15-10(2)
再輸出貨物の免税申請	定率令第 34 条第 1 項 定率基 17-2
再輸出貨物の減税申請	定率令第 41 条（定率令第 34 条第 1 項を準用） 定率基 18-1
再輸出減税貨物の亡失に係る届出	定率令第 41 条（定率令第 38 条、第 11 条第 1 項本文を準用）
用途外使用における変質、損傷等の減税申請（再輸出減税貨物）	定率令第 41 条（定率令第 38 条、定率令第 11 条第 3 項を準用）



手続名称	根拠法令等
輸出貨物製造用原料品の減税又は免税申請	定率令第 49 条 (定率令第 7 条第 1 項を準用) 定率基 19-2 (定率基 13-11 を準用)
用途外使用における変質、損傷等の減税申請(輸出貨物製造用原料)	定率令第 49 条 (定率令第 11 条第 3 項を準用)
輸出貨物製造用原料品の貨物製造報告又は貨物製造証明	定率令第 53 条の 2 第 1 項 定率基 19-16(1)、(4)
輸出貨物製造用原料品の戻し税申請	定率令第 53 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 5 項 定率基 19-17(5)
輸出貨物製造用原料品の減額申請	定率令第 53 条の 4 第 1 項 定率基 19-21 (定率基 19-17 を準用)
輸出貨物製造用原料品の控除申請	定率令第 54 条第 2 項 定率基 19-22 (定率基 19-17 を準用)
内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等申請	定率令第 54 条の 2 第 1 項、第 3 項後段、第 5 項 定率基 19 の 2-2
課税原料品等による製品を輸出した場合の免税申請	定率令第 54 条の 3 第 1 項 定率基 19 の 2-4
課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税申請	定率令第 54 条の 9 定率基 19 の 2-10
保税工場等に入れた未納税原料品に係る減額申請	定率令第 54 条の 10 (定率令第 54 条の 9 を準用) 定率基 19 の 2-12 (定率基 19 の 2-10 を準用)
保税工場等に入れた輸入原料品に係る控除申請	定率令第 54 条の 11 (定率令第 54 条の 9 を準用) 定率基 19 の 2-13 (定率基 19 の 2-10 を準用)
輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税申請	定率令第 54 条の 16 定率基 19 の 3-5、19 の 3-7(2)、19 の 3-8
輸入時と同一状態で再輸出される場合の減額申請	定率令第 54 条の 17 (定率令第 54 条の 16 を準用) 定率基 19 の 3-9 (定率基 19 の 3-5 を準用)
違約品等の再輸出の場合の戻し税申請	定率令第 56 条第 1 項 定率基 20-4、20-13(2)、20-14
違約品等の再輸出の場合の減額申請 (納期限の延長)	定率令第 56 条の 3 (定率令第 56 条第 1 項を準用) 定率基 20-15 (定率基 20-4 を準用)、20-13(2)、20-14
違約品等の再輸出の場合の控除申請	定率令第 56 条の 4 (定率令第 56 条第 1 項を準用) 定率基 20-16 (定率基 20-4 を準用)、20-13(2)、20-14
軽減税率の適用申請	定率令第 58 条第 1 項、第 2 項 定率基 20 の 2-1
軽減税率適用貨物に係る用途外使用等の承認申請 (定率法関係)	定率法第 20 条の 2 第 2 項ただし書 定率令第 61 条第 1 項、第 2 項 (定率令第 10 条を準用) 定率基 20 の 2-4(2) (定率基 13-15(2)を準用)、20 の 3-2(2)
軽減税率適用貨物の亡失に係る届出 (定率法関係)	定率令第 61 条第 1 項、第 2 項 (定率令第 11 条第 1 項本文を準用) 定率基 20 の 2-4(3)
用途外使用における変質、損傷等の減税申請 (軽減税率適用貨物)	定率令第 61 条第 1 項、第 2 項 (定率令第 11 条第 3 項を準用) 定率基 20 の 2-4(5)
軽減税率適用貨物の譲渡届	定率令第 61 条第 1 項 (定率令第 11 条の 2 を準用) 定率基 20 の 2-4(6)
関税の免除等を受けた物品の転用確認申請 (定率法関係)	定率令第 61 条の 2 第 2 項 定率基 20 の 3-2(1)
小売用の容器入りのものにする事の証明に係る書面の提出	定率令第 69 条 定率法別表 2106・90 号の 2 の (2) の E の (a) のハの (ロ) の II 定率基 3-5
航空機の部分品等の免税申請	暫定法第 4 条 暫定令第 8 条第 1 項 暫定規則第 3 条 暫定基 4-1

手続名称	根拠法令等
航空機の部分品等に係る使用状況の報告	暫定令第 10 条
軽減税率適用申請（暫定法関係）	暫定令第 33 条第 1 項、第 2 項 暫定基 9-1
コンテナ修理用部分品の免税申請	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 257 号。以下「コンテナ特例法施行令」という。）第 3 条 特例法基本通達第 4 章 3-6
取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明	定率法第 4 条第 2 項ただし書 定率令第 1 条の 6 第 3 項 定率基 4-20
輸出申告撤回申出	関基 67-1-10
輸入（納税）申告撤回申出	関基 7-7 関基 67-3-7 関基 67 の 19-1 （予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）3(4)に規定する予備申告の取下げの申し出がなされる場合において、その申し出が輸入（納税）申告撤回申出書（税関様式 C 第 5245 号）を使用して行われるときを含む。）
船名・数量等変更申請	関基 67-1-11 関基 67-1-12 関基 67-1-13 関基 67-1-14 関基 67 の 3-1-9（関基 67-1-11 を準用） 関基 67 の 3-1-10（関基 67-1-12 を準用） 関基 67 の 3-1-11（関基 67-1-13 を準用） 関基 67 の 3-1-12（関基 67-1-14 を準用）
特定委託輸出申告包括申出	関基 67 の 3-2-1
特定委託輸出申告に関する貨物管理体制チェックシート	関基 67 の 3-2-3
特例輸出貨物の輸出許可取消申請	関法第 67 条の 4 第 1 項 関基 67 の 4-1
マニフェストによる輸出入申告（ドキュメント）	関基 67-2-5 関基 67-4-6
バージ輸出入（納税）申告（再輸出免税明細書兼用）	ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和 46 年 8 月 21 日蔵税第 1640 号）
特例検査・特例貨物確認申出、取止め申出	税関職員を保税蔵置場に派遣して行う検査及び貨物確認について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 605 号）
救援物資等輸出入申告	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について（平成 13 年 10 月 5 日財関第 810 号）
カルネ申告官署の選択の申出（新規・変更・取止）	カルネ申告に係る申告官署の弾力化の実施について（令和 3 年 3 月 3 日財関第 163 号）
輸出入貨物の容器輸出申告	関基 67-2-12(1)、(2)
輸出入貨物の容器輸入（納税）申告	関基 67-2-12(1)、(2)
当事者分析成績採用申請（新規・更新・変更）	関基 67-3-20(2)イ、(3)
揮発油税及び関税等流量計使用届出	揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて（昭和 44 年 11 月 18 日蔵関第 3223 号）4(2)
石油類等の数量確認をレベル計により行う場合の使用承認申請	石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて（平成 4 年 6 月 9 日蔵関第 545 号）6、8
免税物品の譲渡申告（合衆国軍隊）	地位協定特例法第 11 条第 1 項 地位協定特例法施行令第 11 条、第 12 条 特例法基本通達第 1 章 11-2

手続名称	根拠法令等
免税物品の輸入（譲受）申告（合衆国軍隊）	地位協定特例法第12条第1項 地位協定特例法施行令第13条、第14条 特例法基本通達第1章12-2
合衆国軍隊の公用品等の対象となる貨物に係る免税物品輸出入申告	地位協定特例法施行令第3条第4項、第6条 特例法基本通達第1章6-3、9-1、雑-1
合衆国軍隊の軍用品等の対象となる貨物に係る軍納物品輸出入申告	地位協定特例法施行令第3条第4項、第6条 特例法基本通達第1章6-3、9-1、雑-1
合衆国軍隊への引渡し等の証明	地位協定特例法施行令第4条第2項 特例法基本通達第1章8-1
軍納品等滅失確認・承認申請	地位協定特例法施行令第5条 特例法基本通達第1章8-3
軍人用販売機関等の輸出品物の積込確認（輸出証明書）	特例法基本通達第1章雑-2(2)、(4)
免税物品の譲渡申告（国際連合の軍隊）	国連軍協定特例法第4条（地位協定特例法第11条第1項を準用） 国連軍協定特例法施行令第3条（地位協定特例法施行令第11条、第12条を準用） 特例法基本通達第2章4-1
免税物品の輸入（譲受）申告（国際連合の軍隊）	国連軍協定特例法第4条（地位協定特例法第12条第1項を準用） 国連軍協定特例法施行令第3条（地位協定特例法施行令第13条、第14条を準用） 特例法基本通達第2章4-1
国連軍の公用品等の対象となる貨物に係る免税物品輸入申告	国連軍協定特例法施行令第3条（地位協定特例法施行令第3条第4項、第6条を準用） 特例法基本通達第2章4-1、4-4
資材等の輸出入申告に係る書類の提出（免税に関する証明等）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和29年政令第103号。以下「防衛援助協定特例法施行令」という。）第2条第1項 関令第61条
資材等の政府への引渡し証明	防衛援助協定特例法施行令第3条第1項、第3項
資材等の滅失承認申請	防衛援助協定特例法施行令第3条第2項、第3項
資材等の輸入（譲受）申告	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第112号）第4条第1項（関法第67条） 防衛援助協定特例法施行令第7条第1項、第2項
一時輸入書類認証書の提出	自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和39年法律第101号。以下「自家用自動車特例法」という。）第3条 自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和39年政令第182号。以下「自家用自動車特例法施行令」という。）第3条第3項 特例法基本通達第3章2-2(1)
免税車両等の滅却承認申請	自家用自動車特例法第5条第2項 自家用自動車特例法施行令第7条 特例法基本通達第3章13-3
第三者による免税車両使用届	自家用自動車特例法施行令第4条第1項、第2項 特例法基本通達第3章11-1(1)
居住者による免税車両運転承認申請	自家用自動車特例法施行令第5条第1項、第3項 特例法基本通達第3章11-1(2)、(4)
免税車両等の譲渡等の届出	自家用自動車特例法施行令第6条第1項 特例法基本通達第3章2-8
一時輸入車両等に係る輸入税の軽減申請	自家用自動車特例法施行令第6条第2項 特例法基本通達第3章13-2

手続名称	根拠法令等
免税車両等に係る使用状況の報告	自家用自動車特例法施行令第6条第3項 特例法基本通達第3章2-9
免税車両等の管理者等届出	自家用自動車特例法施行令第8条 特例法基本通達第3章12-6(1)
免税車両等の差押えに関する届出	自家用自動車特例法施行令第9条 特例法基本通達第3章13-4
一時輸入書類の訂正についての同意申請	特例法基本通達第3章10-1(2)
免税車両等の再輸出期間猶予承認申請	特例法基本通達第3章20-1
一時輸入書類の更新承認申請	特例法基本通達第3章23-1
再輸出期間延長承認申請（一時免税輸入物品）	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和48年法律第70号）第4条ただし書 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和48年政令第317号。以下、「A T A条約特例法施行令」という。）第4条 特例法基本通達第5章5-1(2)
一時免税輸入物品の差押えに関する届出	A T A条約特例法施行令第5条 特例法基本通達第5章12-1(1)
通関手帳の再発給承認申請	特例法基本通達第5章11-1(1)
証明書類交付申請（業務）	関法第102条第1項 国税通則法第123条第1項 関令第88条第1項 関基102-1
時間外執務要請届（通関）	関法第98条第1項 関令第87条第3項 関基第98-1
賦課決定の請求	暫定法第12条の3第1項 暫定令第37条の2第1項 暫定基12の3-1
担保物／保証人変更承認申請	関令第8条の3第3項 関基9の6-8
担保物／保証人変更承認申請（とん税）	とん令第6条第1項（関令第8条の3を準用） 特別とん税法施行令（昭和32年政令第49号。以下「特とん令」という。）第3条第2項（とん令第6条を準用） とん基9-6（関基9の6-8を準用）
担保保証期間非更新届出	関基9の6-6(8)
担保解除申請	関令第8条の4 関基9の6-10
過誤納金充当申出	関法第13条第7項 関令第10条第1項 関基13-5
関税等納付前郵便物受取承認申請	関法第77条第6項 関令第67条の2 関基77-4-3
交付前郵便物滅却承認申請	関法第76条の2第1項 関令第66条の4 関基76の2-4-3
交付前郵便物亡失届	関法第76条の2第3項 関令第66条の4 関基76の2-4-4
取戻請求等通知	関法第78条の2第1項・第4項 関令第68条の4 関基78の2-2-1、2-2-2

手続名称	根拠法令等
保税運送を行う郵便物に係る通知	関法第 77 条第 3 項 関令第 67 条
交付できない郵便物に係る通知	関法第 77 条第 1 項 関令第 68 条
金銭担保の任意充当申請（関税等）	関法第 10 条第 1 項 関令第 8 条の 5 第 1 項 関基 10-1 国税通則法第 50 条第 1 項 国税通則法施行令第 18 条第 1 項
金銭担保の任意充当申請（とん税及び特別とん税法）	とん法第 9 条第 2 項 とん基 9-6 特とん法第 7 条第 2 項
延滞税免除申請	関法第 12 条第 6 項 関令第 9 条第 1 項 関基 12-3
担保提供申請	関法第 9 条の 11 関令第 8 条の 2 第 1 項～第 4 項 関基 9 の 11-6 とん法第 9 条第 1 項 特とん法第 7 条第 1 項 とん令第 6 条 特とん令第 3 条 国税通則法第 50 条 国税通則法施行令第 16 条第 1 項～第 4 項
振替株式等担保提供申請	関令第 8 条の 2 関基 9 の 11-6 (2)
振替株式等担保解除申請	関令第 8 条の 5 第 1 項 関基 9 の 11-10(4)
災害等による手数料の還付申請	税関関係手数料令（昭和 29 年政令第 164 号。以下「手数料令」という。）第 13 条の 2 第 1 項 関基 102 の 2-2
災害等による手数料の免除申請	手数料令第 13 条の 2 第 2 項 関基 102 の 2-3
災害等による証明書類の交付手数料の還付申請	手数料令第 13 条の 3 第 1 項 関基 102 の 2-6
災害等による証明書類の交付手数料の免除申請	手数料令第 13 条の 3 第 2 項 関基 102 の 2-7
電解二酸化マンガンを課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税に関する政令第 19 条 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条
トルエンジイソシアナートに課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税に関する政令第 19 条 トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条
水酸化カリウムに課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税に関する政令第 19 条 水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条
高重合度 P E T に課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税に関する政令第 19 条 高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条
炭素鋼製突合せ溶接式継手に課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税に関する政令第 19 条 炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条
T C P P に課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税に関する政令第 19 条 トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条

手続名称	根拠法令等
炭酸二カリウムに課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第8条第32項 不当廉売関税に関する政令第19条 炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第5条
輸入貨物評価(包括)申告Ⅰ	関令第4条第3項 関基7-8
輸入貨物評価(包括)申告Ⅱ	関令第4条第3項 関基7-8
輸入貨物評価(包括)一部変更届出	関令第4条第5項 関基7-13
輸入貨物評価(個別)申告Ⅰ(事前審査)	関基7-20
輸入貨物評価(個別)申告Ⅱ(事前審査)	関基7-20
関税評価に係る事前教示	関法第7条第3項 関基7-19の2(3)
事前教示照会(分類)	関法第7条第3項 関基7-18(3)
事前教示照会(原産地)	関法第7条第3項 関基7-18(3)
事前教示照会(減免税)	関法第7条第3項 関基7-19の4(3)
事前教示に係る補足説明	関基7-18(4)イ(ロ) i
事前教示に係る補足説明(関税評価)	関基7-19の2(4)ロ(イ)
事前教示に係る補足説明(減免税)	関基7-19の4(4)イ(ロ)
事前教示回答書(変更通知書)意見の申出	関法第7条第3項 関基7-18(8)
事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)に関する意見の申出	関法第7条第3項 関基7-19の2(9)
事前教示回答書(変更通知書)(減免税回答用)に関する意見の申出	関法第7条第3項 関基7-19の4(7)
通関業許可申請	通関業法(昭和42年法律第122号。以下「業法」という。)第4条第1項 通関業法施行規則(昭和42年大蔵省令第50号。以下「業規」という。)第1条 通関業法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第105号。以下「業基」という。)4-1、4-2
許可等条件変更申請	業基3-7
営業所新設許可申請	業法第8条第1項 通関業法施行令(昭和42年政令第237号。以下「業令」という。)第1条第1項 業基8-2
在宅勤務の開始・終了の申出	業基8-4
営業所新設届出(許可の特例)	業法第9条第1項 業令第2条第1項 業基9-1
通関業許可の承継の承認申請	業法第11条の2第2項、第4項 業令第3条第1項 業基11の2-1
通関業許可申請事項変更届出	業法第12条 業基12-1
通関士その他通関業務従業者氏名等届出	業法第22条第2項 業令第9条第1項 業基22-1
件数・料金その他通関業務関連事項報告	業法第22条第3項 業令第10条第1項 業基22-1
通関士試験受験申込	業法第30条 業規第6条 業基26-1

手続名称	根拠法令等
通関士試験科目一部免除申請	業法第 24 条 業規第 7 条第 1 項 業基 24-2
通関士確認届	業法第 31 条第 1 項 業令第 13 条 業基 31-1
主たる営業所に係る変更申出	業基 40 の 3-2
再調査の請求	関法第 89 条第 1 項 関基 89-2 国税通則法第 75 条第 1 項第 1 号イ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 72 条の 108 第 1 項

### 【知的財産関係】

手続名称	根拠法令等
認定手続に係る証拠、意見、回答期限延長の提出 (輸出)	関令第 62 条の 2 第 1 項、第 2 項 関基 69 の 3-1-3(1)、(2) 関基 69 の 3-1-4(3)イ、ロ 関基 69 の 3-2(2)ハ(イ)、(ロ)、(3)ハ(イ)、(ロ)
疑義貨物点検申請 (輸出)	関令第 62 条の 2 第 3 項、第 4 項 関令第 62 条の 4 関基 69 の 3-1-5(1)
輸出取りやめ届出	関基 69 の 3-2(2)イ、ニ、ホ
権利者の輸出同意書の提出	関基 69 の 3-2(2)ロ、(3)ロ
保護対象営業秘密に係る部分切除の申出 (輸出)	関基 69 の 3-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)
裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請 (輸出)	関基 69 の 3-1-7(1)
輸出差止申立て	関法第 69 条の 4 第 1 項 関令第 62 条の 3 関基 69 の 4-2(3)
輸出差止申立て (追加)	関基 69 の 4-2(3)
輸出差止申立ての追加資料の提出	関基 69 の 4-4
輸出差止申立ての利害関係者による意見、資料、期限延長の提出	関基 69 の 4-6(4)
輸出差止申立て (更新)	関基 69 の 4-9(1)
輸出差止申立て (内容変更)	関基 69 の 4-10(1)
輸出差止申立て (取下げ)	関基 69 の 4-11(2)
生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認 (輸出)	関基 69 の 6-1(1)ニ
供託書正本提出書の提出 (輸出)	関基 69 の 6-1(2)イ(ニ)、69 の 10-2(2)イ(ニ)
支払保証委託契約締結届出 (輸出)	関令第 62 条の 7 第 2 項、第 62 条の 15、第 65 条 関基 69 の 6-1(2)ロ(ロ)イ、69 の 10-2(2)ロ(ロ)イ
損害賠償請求に係る権利の実行の申立て (申立供託・輸出)	関令第 62 条の 8 第 1 項、第 2 項 輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則 (平成 6 年法務省・大蔵省令第 5 号。以下「供託金規則」という。) 第 1 条 関基 69 の 6-1(5)イ(ロ)
損害賠償請求に係る権利の実行の申立て (通関解放・輸出)	関令第 62 条の 15 供託金規則第 7 条 関基 69 の 10-2(4)イ(ロ)
損害賠償請求に係る権利の実行の申立て (申立供託・積戻し)	関令第 65 条 供託金規則第 11 条 関基 69 の 6-1(5)イ(ロ)
損害賠償請求に係る権利の実行の申立て (通関解放・積戻し)	関令第 65 条 供託金規則第 12 条 関基 69 の 10-2(4)イ(ロ)
担保取戻事由確認申請 (担保する必要がなくなった場合) (輸出)	関法第 69 条の 6 第 8 項第 3 号、第 69 条の 10 第 9 項第 1 号、第 75 条 関基 69 の 6-1(7)ハ(イ)、69 の 10-2(6)イ(イ)
担保取戻事由確認申請 (訴えの提起をしなかった場合) (輸出)	関基 69 の 10-2(6)ニ(イ)

手続名称	根拠法令等
支払保証委託契約締結承認申請（輸出）	関令第62条の9第1項、第62条の15、第65条 関基69の6-1(7)ニ(イ)、69の10-2(6)ロ(イ)
供託物差替承認申請（兼供託書正本提出）（輸出）	関令第62条の9第2項、第62条の15、第65条 関基69の6-1(7)ホ(イ)、69の10-2(6)ハ(イ)
損害賠償請求権存在確認書交付請求（輸出）	関令第62条の7第4項、第62条の15、第65条 関基69の6-1(8)イ、69の10-2(7)イ
支払保証委託契約解除承認申請（輸出）	関令第62条の7第1項第3号、第62条の15、第65条 関基69の6-1(9)イ(イ)、69の10-2(8)イ(イ)
支払保証委託契約内容変更承認申請（輸出）	関令第62条の7第1項第3号、第62条の15、第65条 関基69の6-1(9)ロ(イ)、69の10-2(8)ロ(イ)
経済産業大臣意見照会請求（輸出）	関令第62条の10 関基69の7-1(1)
経済産業大臣意見照会（営業秘密関係）実施前の意見提出（輸出）	関令第62条の11第3項 関基69の7-2(2)
経産大臣回答（営業秘密関係）に対する意見、証拠の提出（輸出）	関基69の7-2(9)
特許庁長官意見照会請求（輸出）	関令第62条の10 関基69の7-4(1)
特許庁長官意見照会実施前の意見提出（輸出）	関令第62条の11第3項 関基69の7-5(2)
特許庁長官回答に対する意見、証拠の提出（輸出）	関基69の7-5(9)
農林水産大臣回答に対する意見、証拠の提出（輸出）	関基69の8-1(4)
経産大臣回答（商品等表示等）に対する意見、証拠の提出（輸出）	関基69の8-2(4)
認定手続取りやめ請求（輸出）	関法第69条の10第1項 関令第62条の14 関基69の10-1(3)
損害賠償請求に係る訴えの提起の訴状の写しの提出（輸出）	関基69の10-2(6)ニ(ロ)
認定手続に係る証拠、意見、争う旨、回答期限延長の提出（輸入）	関令第62条の16第1項、第2項、第4項第5号 関基69の12-1-3(1)、(2)、(3) 関基69の12-1-4(3)イ、ロ 関基69の12-2(2)ハ(イ)、(ロ)、(3)ハ(イ)、(ロ)
疑義貨物点検申請（輸入）	関令第62条の16第3項、第4項 関令第62条の18 関基69の12-1-5(1)
権利者の輸入同意書の提出	関基69の12-2(2)ロ、(3)ロ
保護対象営業秘密に係る部分切除の申出（輸入）	関基69の12-2(2)ハ(イ)、(3)ハ(イ)
裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請（輸入）	関基69の12-1-7(1)
輸入差止申立て	関法第69条の13第1項 関令第62条の17 関基69の13-2(3)
輸入差止申立て（追加）	関基69の13-2(3)
輸入差止申立ての追加資料の提出	関基69の13-4
輸入差止申立ての利害関係者による意見、資料、期限延長の提出	関基69の13-6(4)
輸入差止申立て（更新）	関基69の13-9(1)
輸入差止申立て（内容変更）	関基69の13-10(1)
輸入差止申立て（取下げ）	関基69の13-11(2)
輸入差止情報提供、輸入差止情報提供（継続）	関基69の13-12(2)ハ、(5)イ
輸入差止情報提供の追加資料の提出	関基69の13-12(2)ホ
輸入差止情報提供（内容変更）	関基69の13-12(6)
生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認（輸入）	関基69の15-1(1)ニ
供託書正本提出書の提出（輸入）	関基69の15-1(2)イ(ニ)、69の16-3(4)、69の20-2(2)イ(ニ)
支払保証委託契約締結届出（輸入）	関令第62条の21第2項、第62条の25、第62条の32 関基69の15-1(2)ロ(ロ)イ、69の16-3(4)、69の20-2(2)ロ(ロ)イ



手続名称	根拠法令等
損害賠償請求に係る権利の実行の申立て（申立供託・輸入）	関令第 62 条の 22 第 1 項、第 2 項 供託金規則第 8 条 関基 69 の 15-1(5)イ(ロ)
損害賠償請求に係る権利の実行の申立て（見本検査）	関令第 62 条の 25 供託金規則第 9 条 関基 69 の 16-3(4)
損害賠償請求に係る権利の実行の申立て（通関解放・輸入）	関令第 62 条の 32 供託金規則第 10 条 関基 69 の 20-2(4)イ(ロ)
担保取戻事由確認申請（担保する必要がなくなった場合）（輸入）	関法第 69 条の 15 第 8 項第 3 号、第 69 条の 16 第 5 項、 第 69 条の 20 第 9 項第 1 号 関基 69 の 15-1(7)ハ(イ)、69 の 16-3(4)、69 の 20-2(6)イ(イ)
担保取戻事由確認申請（訴えの提起をしなかった場合）（輸入）	関基 69 の 20-2(6)ニ(イ)
支払保証委託契約締結承認申請（輸入）	関令第 62 条の 23 第 1 項、第 62 条の 25、第 62 条の 32 関基 69 の 15-1(7)ニ(イ)、69 の 16-3(4)、69 の 20-2(6)ロ(イ)
供託物差替承認申請（兼供託書正本提出）（輸入）	関令第 62 条の 23 第 2 項、第 62 条の 25、第 62 条の 32 関基 69 の 15-1(7)ホ(イ)、69 の 16-3(4)、69 の 20-2(6)ハ(イ)
損害賠償請求権存在確認書交付請求（輸入）	関令第 62 条の 21 第 4 項、第 62 条の 25、第 62 条の 32 関基 69 の 15-1(8)イ、69 の 16-3(4)、69 の 20-2(7)イ
支払保証委託契約解除承認申請（輸入）	関令第 62 条の 21 第 1 項第 3 号、第 62 条の 25、62 条の 32 関基 69 の 15-1(9)イ(イ)、69 の 16-3(4)、69 の 20-2(8)イ(イ)
支払保証委託契約内容変更承認申請（輸入）	関令第 62 条の 21 第 1 項第 3 号、第 62 条の 25、62 条の 32 関基 69 の 15-1(9)ロ(イ)、69 の 16-3(4)、69 の 20-2(8)ロ(イ)
見本検査承認申請	関令第 62 条の 16 第 3 項 関令第 62 条の 24 第 1 項 関基 69 の 16-1(1)
見本返還不要同意、見本受領	関基 69 の 16-1(2)、(3)
見本検査立会い申請	関法第 69 条の 16 第 6 項 関令第 62 条の 26 関基 69 の 16-4
経済産業大臣意見照会請求（輸入）	関令第 62 条の 27 関基 69 の 17-1(1)
経済産業大臣意見照会（営業秘密関係）実施前の意見提出（輸入）	関令第 62 条の 28 第 3 項 関基 69 の 17-2(2)
経産大臣回答（営業秘密関係）に対する意見、証拠の提出（輸入）	関基 69 の 17-2(9)
特許庁長官意見照会請求（輸入）	関令第 62 条の 27 関基 69 の 17-4(1)
特許庁長官意見照会実施前の意見提出（輸入）	関令第 62 条の 28 第 3 項 関基 69 の 17-5(2)
特許庁長官回答に対する意見、証拠の提出（輸入）	関基 69 の 17-5(9)
農林水産大臣回答に対する意見、証拠の提出（輸入）	関基 69 の 18-1(4)
経産大臣回答（商品等表示等）に対する意見、証拠の提出（輸入）	関基 69 の 18-2(4)
認定手続取りやめ請求（輸入）	関法第 69 条の 20 第 1 項 関令第 62 条の 31 関基 69 の 20-1(3)
損害賠償請求に係る訴えの提起の訴状の写しの提出（輸入）	関基 69 の 20-2(6)ニ(ロ)

手続名称	根拠法令等
専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見提出（申立て）	知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号。以下「専門委員制度運用通達」という。）第1章3(1)、第3章
意見聴取の場への出席予定者、陳述要領書の提出（申立て）	専門委員制度運用通達第1章5(1)、6(1)、第3章
専門委員意見照会に係る補足意見の提出（申立て）	専門委員制度運用通達第1章8(1)、第3章
専門委員の調査資料等の提出（申立て）	専門委員制度運用通達第1章10(1)、第3章
専門委員の意見書の提出（申立て）	専門委員制度運用通達第1章10(2)、第3章
専門委員の意見書に対する意見提出（申立て）	専門委員制度運用通達第1章11(1)、第3章
意見聴取の場の開催を要望する旨の申出（認定手続）	専門委員制度運用通達第2章3(2)、第3章
専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見提出（認定手続）	専門委員制度運用通達第2章4(1)、第3章
意見聴取の場への出席予定者、陳述要領書の提出（認定手続）	専門委員制度運用通達第2章6(3)、(4)、第3章
専門委員意見照会に係る補足意見の提出（認定手続）	専門委員制度運用通達第2章8(1)、第3章
専門委員の意見書の提出（認定手続）	専門委員制度運用通達第2章9、第3章

### 【保稅關係】

手続名称	根拠法令等
船機用品戻入届出	関法第23条第6項 関令第21条の6第1項 関基23-8
見本一時持出(包括)許可申請	関法第32条 関令第27条 関基32-4
外国貨物廃棄届出	関法第34条、関法第67条の5（関法第34条を準用） 関令第29条、関令第59条の11（関令第29条を準用） 関基34-1、関基67の5-1（関基34-1を準用）
保稅台帳電磁的記録保存届出	関法第34条の2、関法第61条の3、関法第62条の7（関法第61条の3を準用） 関基34の2-4、関基61の3-1（関基34の2-4を準用）、関基62の7-2（関基34の2-4を準用）
税関職員派出申請	関法第35条 関令第29条の3 関基35-2
他所蔵置許可済外国貨物廃棄届出	関法第36条（関法第34条を準用） 関令第30条（関令第29条を準用） 関基36-1（関基34-1を準用）
保稅蔵置場許可申請	関法第42条第1項 関令第35条第1項 関基42-7
保稅工場許可申請	関法第56条第1項 関令第50条の2（関令第35条第1項を準用） 関基56-8
保稅展示場許可申請	関法第62条の2 関令第51条の8（関令第35条第1項を準用） 関基62の2-6
博覽会等の指定に関する承認申請	関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）第6条 関基62の2-8
総合保稅地域許可申請	関法第62条の8 関令第51条の9 関基62の8-5
保稅地域許可期間更新申請（保稅蔵置場）	関法第42条第2項 関令第36条第1項 関基42-12
保稅地域許可期間更新申請（保稅工場）	関法第61条の4（関法第42条第2項を準用） 関令第50条の2（関令第36条第1項を準用）

手続名称	根拠法令等
	関基 61 の 4 - 9 (関基 42-12 を準用)
保税地域許可期間更新申請 (総合保税地域)	関法第 62 条の 15 (関法第 42 条第 2 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 36 条第 1 項を準用) 関基 62 の 8 - 10
指定保税地域の処分等についての申請	関法第 38 条第 1 項 関令第 32 条 関基 38 - 2
保税地域蔵置貨物種類変更届出	関令第 35 条第 3 項、関令第 50 条の 2 (関令第 35 条第 3 項を準用)、関令第 51 条の 15 (関令第 35 条第 3 項を準用) 関基 42-11、関基 56-14、関基 62 の 8 - 7
保税地域許可内容変更届出	関令第 35 条第 3 項、関令第 50 条の 2 (関令第 35 条第 3 項を準用)、関令第 51 条の 15 (関令第 35 条第 3 項を準用) 関基 42-11、関基 56-14、関基 62 の 8 - 7
同時蔵置特例届出	関基 42-5、関基 56-7 (関基 42-5 を準用)、関基 62 の 15-2 (関基 42-5 を準用)
同時蔵置特例変更届出	関基 42-5、関基 56-7 (関基 42-5 を準用)、関基 62 の 15-2 (関基 42-5 を準用)
外国貨物蔵置期間延長承認申請 (保税蔵置場)	関法第 43 条の 2 第 2 項 関令第 36 条の 2 関基 43 の 2 - 3
外国貨物蔵置期間延長承認申請 (保税工場)	関法第 61 条の 4 (関法第 43 の 2 第 2 項を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 36 条の 2 を準用) 関基 61 の 4 - 2
外国貨物蔵置期間延長承認申請 (総合保税地域)	関法第 62 条の 15 (関法第 43 条の 2 第 2 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 36 条の 2 を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 43 の 2 - 3 を準用)
未承認貨物蔵置期間延長申請	関法第 43 条の 3 第 1 項 関令第 36 条の 4 関基 43 の 3 - 6
長期蔵置貨物報告	関基 34 の 2 - 1 (3)
保税地域収容能力等変更届出 (保税蔵置場)	関法第 44 条第 1 項 関令第 37 条 関基 44-2、関基 50-2 (関基 44-2 を準用)
保税地域収容能力等変更届出 (保税工場)	関法第 61 条の 4 (関法第 44 条第 1 項を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 37 条を準用) 関基 61 の 4 - 9 (関基 44-2 を準用)、関基 61 の 5 - 1 (関基 44-2 を準用)
保税地域収容能力等変更届出 (保税展示場)	関法第 62 条の 7 (関法第 44 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 8 (関令第 37 条を準用) 関基 62 の 7 - 3 (関基 44-2 を準用)
保税地域収容能力等変更届出 (総合保税地域)	関法第 62 条の 15 (関法第 44 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 37 条を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 44-2 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(他所蔵置場所にある貨物)	関法第 36 条第 1 項 (関法第 45 条第 1 項を準用) 関令第 30 条 (関令第 38 条を準用) 関基 36-1 (関基 45-2 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(指定保税地域にある貨物)	関法第 41 条の 3 (関法第 45 条第 1 項を準用) 関令第 34 条の 2 (関令第 38 条を準用) 関基 41 の 3 - 1 (関基 45-2 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(保税蔵置場にある貨物)	関法第 45 条第 1 項 関令第 38 条 関基 45-2
滅却(廃棄)承認申請(保税工場にある貨物)	関法第 61 条の 4 (関法第 45 条第 1 項を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 38 条を準用) 関基 61 の 4 - 9 (関基 45-2 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(保税展示場にある貨物)	関法第 62 条の 7 (関法第 45 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 8 (関令第 38 条を準用) 関基 62 の 7 - 1
滅却(廃棄)承認申請(総合保税地域にある貨物)	関法第 62 条の 15 (関法第 45 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 38 条を準用)

手続名称	根拠法令等
	関基 62 の 15-1 (関基 45-2 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(保税運送貨物)	関法第 65 条第 1 項、第 2 項、関法第 65 条の 2 第 1 項 関令第 56 条 (関令第 38 条を準用)、関令第 56 条の 2 (関令第 38 条を準用) 関基 65-3
外国貨物の包括滅却承認申請	関法第 45 条第 1 項 関基 45-2
外国貨物亡失届出 (他所蔵置場所)	関法第 36 条第 1 項 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関令第 30 条 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 36-1 (関基 45-3 を準用)
外国貨物亡失届出 (指定保税地域)	関法第 41 条の 3 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関令第 34 条の 2 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 41 の 3-1 (関基 45-3 を準用)
外国貨物亡失届出 (保税蔵置場)	関法第 45 条第 3 項 関令第 38 条の 2 関基 45-3
外国貨物亡失届出 (保税工場)	関法第 61 条の 4 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 61 の 4-9 (関基 45-3 を準用)
外国貨物亡失届出 (保税展示場)	関法第 62 条の 7 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関令第 51 条の 8 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 62 の 7-3 (関基 45-3 を準用)
外国貨物亡失届出 (総合保税地域)	関法第 62 条の 15 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 45-3 を準用)
外国貨物亡失届出 (保税運送貨物)	関法第 65 条第 4 項、関法第 65 条の 2 第 3 項 関令第 56 条 (関令第 38 条の 2 を準用)、関令第 56 条 の 2 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 65-4 (関基 45-3 を準用)
外国貨物亡失届出 (特例輸出貨物)	関法第 67 条の 5 関令第 59 条の 11 (関令第 38 条の 2 を準用) 関基 67 の 5-1 (関基 45-3 を準用)
外国貨物亡失届出 (難破貨物等)	関法第 65 条第 4 項 関基 65-4 (関基 45-3 を準用)
保税地域休廃業届出 (保税蔵置場)	関法第 46 条 関令第 39 条第 1 項 関基 46-2、関基 50-1 (関基 46-2 を準用)
保税地域休廃業届出 (保税工場)	関法第 61 条の 4 (関法第 46 条を準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 39 条第 1 項を準用) 関基 61 の 4-9 (関基 46-2 を準用)、関基 61 の 5 -1 (関基 46-2 を準用)
保税地域休廃業届出 (保税展示場)	関法第 62 条の 7 (関法第 46 条を準用) 関令第 51 条の 8 (関令第 39 条第 1 項を準用) 関基 62 の 7-3 (関基 46-2 を準用)
保税地域休廃業届出 (総合保税地域)	関法第 62 条の 15 (関法第 46 条を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 39 条第 1 項を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 46-2 を準用)
保税地域業務再開届出 (保税蔵置場)	関令第 39 条第 2 項 関基 46-2
保税地域業務再開届出 (保税工場)	関令第 50 条の 2 (関令第 39 条第 2 項を準用) 関基 61 の 4-9 (関基 46-2 を準用)
保税地域業務再開届出 (保税展示場)	関令第 51 条の 8 (関令第 39 条第 2 項を準用) 関基 62 の 7-3 (関基 46-2 を準用)
保税地域業務再開届出 (総合保税地域)	関令第 51 条の 15 (関令第 39 条第 2 項を準用) 関基 62 の 15-1 (関基 46-2 を準用)
保税蔵置場許可の承継の承認申請	関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項 関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項 関基 48 の 2-1
保税工場許可の承継の承認申請	関法第 61 条の 4 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を 準用) 関令第 50 条の 2 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を 準用)

手続名称	根拠法令等
	関基 61 の 4 - 9 (関基 48 の 2 - 1 を準用)
保税展示場許可の承継の承認申請	関法第 62 条の 7 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用) 関令第 51 条の 8 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用) 関基 62 の 7 - 3 (関基 48 の 2 - 1 を準用)
総合保税地域許可の承継の承認申請	関法第 62 条の 15 (関法第 48 条の 2 第 4 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 39 条の 2 第 2 項を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 48 の 2 - 1 を準用)
保税作業開始届出	関法第 58 条 関令第 45 条第 1 項 関基 58 - 1
保税作業終了届出	関法第 58 条 定率法第 19 条の 2 第 5 項 (関法第 58 条を準用) 関令第 45 条第 2 項 関基 58 - 2
保税作業種類変更届出	関令第 50 条の 2 (関令第 35 条第 3 項を準用) 関基 56 - 14
内外貨混合使用承認申請 (保税工場)	関法第 59 条第 2 項 関令第 47 条第 2 項 関基 59 - 2
内外貨混合使用承認申請 (総合保税地域)	関法第 62 条の 15 (関法第 59 条第 2 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 47 条第 2 項を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 59 - 2 を準用)
保税工場外保税作業 (一括) 許可申請	関法第 61 条第 1 項 関令第 49 条第 1 項 関基 61 - 3
保税工場外保税作業 (個別) 許可申請	関法第 61 条第 1 項 関令第 49 条第 1 項 関基 61 - 3
総合保税地域外保税作業 (一括) 許可申請	関法第 62 条の 15 (関法第 61 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 1 項を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 61 - 3 を準用)
総合保税地域外保税作業 (個別) 許可申請	関法第 62 条の 15 (関法第 61 条第 1 項を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 1 項を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 61 - 3 を準用)
保税工場外における保税作業期間の変更申請	関令第 49 条第 3 項 関基 61 - 4
保税工場外における保税作業場所の変更申請	関令第 49 条第 3 項 関基 61 - 4
総合保税地域外における保税作業期間の変更申請	関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 61 - 4 を準用)
総合保税地域外における保税作業場所の変更申請	関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 61 - 4 を準用)
外国貨物加工製造報告	関法第 61 条の 2 第 2 項、関法第 62 条の 15 (関法第 61 条の 2 第 2 項を準用) 関基 61 の 2 - 4、関基 62 の 15 - 1 (関基 61 の 2 - 4 を準用)
貨物の総量管理適用 (更新) 申出	関基 61 の 2 - 7
総量管理適用工場における外国貨物加工、製造等報告	関令第 49 条の 2 第 1 項 関基 61 の 2 - 7
保税展示場外使用許可申請	関法第 62 条の 5 関令第 51 条の 6 関基 62 の 5 - 1
保税展示場外における使用期間の変更申請	関令第 51 条の 6 第 2 項 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 5 - 2
保税展示場外における使用場所の変更申請	関令第 51 条の 6 第 2 項 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 5 - 2
販売物品等使用状況報告 (保税展示場)	関法第 62 条の 4 第 1 項 関基 62 の 4 - 2
加工製造貨物の課税物件確定時期承認申請	関法第 4 条第 1 項第 3 号の 2 関令第 2 条第 3 項

手続名称	根拠法令等
	関基 62 の 4 - 3
総合保税地域外使用許可申請	関法第 62 条の 15 (関法第 62 条の 5 を準用) 関令第 51 条の 15 (関令第 51 条の 6 を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 62 の 5 - 1 を準用)
総合保税地域外における使用期間の変更申請	関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 62 の 5 - 2 を準用)
総合保税地域外における使用場所の変更申請	関令第 51 条の 15 (関令第 49 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 62 の 5 - 2 を準用)
販売用貨物等の搬入に係る届出	関法第 62 条の 11 関令第 51 条の 13 関基 62 の 11 - 1
郵便物保税運送届出	関法第 63 の 9 第 1 項 関令第 55 条の 9 関基 63 の 9 - 1
保税運送目録の提示 (郵便物)	関法第 63 条の 9 第 2 項、第 3 項、第 4 項 関令第 55 条の 9 第 2 項
難破貨物等の運送承認申請	関法第 64 条第 1 項 関令第 54 条第 1 項 関基 64 - 2
難破貨物等の運送期間の延長申請	関法第 64 条第 2 項 関令第 55 条
難破貨物等の到着証明提出	関法第 64 条第 3 項
収容貨物解除承認申請	関法第 83 条第 1 項、第 2 項 関令第 71 条 関基 83 - 2
時間外執務要請届出 (保税)	関法第 98 条第 1 項 関令第 87 条第 3 項 関基 98 - 1
証明書類交付申請 (保税)	関法第 102 条第 1 項 国税通則法第 123 条第 1 項 関令第 88 条第 1 項 関基 102 - 1
施設の許可 (承認) 手数料還付軽減免除申請	手数料令第 13 条の 4 関基 102 の 2 - 10(1)、102 の 2 - 11(1)
製造用原料品に係る製造工場承認申請	定率法第 13 条第 1 項 定率令第 6 条の 3 第 1 項 定率基 13 - 4
輸出貨物製造用原料品に係る製造工場承認申請	定率法第 19 条第 1 項 定率令第 49 条 (定率令第 6 条の 3 第 1 項を準用) 定率基 19 - 2 (定率基 13 - 4 を準用)
製造用原料品に係る製造工場承認申請 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定法第 9 条の 2 第 1 項 暫定令第 33 条の 4 第 1 項 暫定基 9 の 2 - 4
輸出貨物製造用原料品免税等承認申請 (製造工場 等承認申請兼用)	定率令第 47 条の 2、定率令第 49 条において準用する 第 6 条の 3 及び第 8 条並びに同令第 50 条
戻し税に係る製造工場承認申請	定率令第 53 条第 1 項、第 53 条の 4 第 2 項 (定率令第 53 条第 1 項を準用)
製造工場の承認内容の変更に係る届出	定率基 13 - 8
輸出貨物製造用原料品に係る製造工場の承認内 容の変更に係る届出	定率基 19 - 2 (定率基 13 - 8 を準用)
製造工場の承認内容の変更に係る届出 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定基 9 の 2 - 8
製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認 申請	定率法 13 条第 4 項 定率令第 8 条 定率基 13 - 12
輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との 混用承認申請	定率法第 19 条第 2 項 (定率法第 13 条第 4 項を準用) 定率令第 49 条 (定率令第 8 条を準用) 定率基 19 - 2 (定率基 13 - 12 を準用)
製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認 申請 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定法第 9 条の 2 第 4 項 暫定令第 33 条の 6 暫定基 9 の 2 - 12
製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造	定率法第 13 条第 5 項、定率法第 19 条第 2 項 (定率法

手続名称	根拠法令等
終了届出	第13条第5項を準用) 定率令第9条第1項、定率令第49条(定率令第9条第1項を準用) 定率基13-14、定率基19-4
飼料製造用原料品製造終了届出	定率法第13条第5項、暫定法第9条の2第5項 定率令第9条第1項、暫定令第33条の7 定率基13-14、暫定基9の2-15
課税原料品製造終了報告	定率令第54条の8第2項 定率基19の2-9(3)
未納税原料品製造終了報告	定率令第54条の10(定率令第54条の8第2項を準用) 定率基19の2-12(定率基19の2-9(3)を準用)
輸入原料品製造終了報告	定率令第54条の11(定率令第54条の8第2項を準用) 定率基19の2-13(定率基19の2-9(3)を準用)
輸出貨物の製造原料品による製造報告	定率令第50条の2第1項
課税原料品の戻し税に係る保税工場等搬入承認申請	定率法第19条の2第2項 定率令第54条の8第1項 定率基19の2-8
未納税原料品の減額に係る保税工場等搬入承認申請	定率令第54条の10(定率令第54条の8第1項を準用) 定率基19の2-12(定率基19の2-8を準用)
輸入原料品の控除に係る保税工場等搬入承認申請	定率令第54条の11(定率令第54条の8第1項を準用) 定率基19の2-13(定率基19の2-8を準用)
製造用原料品の用途外使用等の承認申請	定率法第13条第6項ただし書 定率令第10条 定率基13-15
輸出貨物製造用原料品の用途外使用等の承認申請	定率法第19条第2項(定率法第13条第6項を準用) 定率基19-2(定率基13-15を準用)
製造用原料品の用途外使用等の承認申請 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定法第9条の2第6項ただし書 暫定令第33条の8 暫定基9の2-16
製造用原料品等の亡失に係る届出	定率法第13条第7項ただし書 定率令第11条第1項 定率基13-17
輸出貨物製造用原料品等の亡失に係る届出	定率法第19条第4項(定率法第13条第7項ただし書を準用) 定率令第49条(定率令第11条第1項を準用) 定率基19-2(定率基13-17を準用)
製造用原料品等の亡失に係る届出 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定法第9条の2第7項ただし書 暫定令第33条の9第1項 暫定基9の2-18
製造用原料品等の減却の承認申請	定率法第13条第7項ただし書、定率法第19条第4項 (定率法第13条第7項ただし書を準用) 定率令第11条第2項 定率基13-17
製造用原料品等の減却の承認申請 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定法第9条の2第7項ただし書 暫定令第33条の9第2項 暫定基9の2-18
製造用原料品等の譲渡届出	定率令第11条の2 定率基13-19
輸出貨物製造用原料品の譲渡届出	定率令第49条(定率令第11条の2を準用) 定率基19-2(定率基13-19を準用)
製造用原料品等の譲渡届出 (経済連携協定に基づく製造用原料品)	暫定令第33条の10 暫定基9の2-20
課税原料品を使用する保税作業届出	定率法第19条の2第5項(関法第58条を準用)
未納税原料品を使用する保税作業届出	定率法第19条の2第5項(関法第58条を準用)
特例申告による輸入原料品を使用する保税作業届出	定率法第19条の2第5項(関法第58条を準用)
違約品等保税地域搬入届出(再輸出)	定率法第20条第1項 定率令第56条第1項 定率基20-2
違約品等保税地域搬入届出(廃棄)	定率法第20条第2項 定率令第56条第2項 定率基20-2

手続名称	根拠法令等
違約品等保税地域搬入届出（再輸出（減額））	定率法第20条第3項 定率令第56条の3（定率令第56条を準用） 定率基20-15（定率基20-2を準用）
違約品等保税地域搬入届出（廃棄（減額））	定率法第20条第3項 定率令第56条の3（定率令第56条を準用） 定率基20-15（定率基20-2を準用）
違約品等保税地域搬入届出（再輸出（控除））	定率法第20条第4項 定率令第56条の4（定率令第56条を準用） 定率基20-16（定率基20-2を準用）
違約品等保税地域搬入届出（廃棄（控除））	定率法第20条第5項 定率令第56条の4（定率令第56条を準用） 定率基20-16（定率基20-2を準用）
小売業者承認申請	暫定法第14条第1項 暫定令第39条第1項、第2項 暫定基14-1
関税免除物品の手入等に係る倉庫等承認申請	地位協定特例法施行令第7条 特例法基本通達第1章10-1(1)
軍納品の作業(手入)着手届出	特例法基本通達第1章10-1(5)
軍納品の作業(手入)終了申告	地位協定特例法施行令第8条第1項 特例法基本通達第1章10-1(7)
軍納品、製品等又は副産物搬出入届出	地位協定特例法施行令第9条 特例法基本通達第1章10-1(4)
加工又は製造のための工場の承認	防衛援助協定特例法第3条第1項 防衛援助協定特例法施行令第4条第1項、第2項
承認工場外加工願	防衛援助協定特例法施行令第4条第1項
加工又は製造を終了したときの届出	防衛援助協定特例法施行令第5条第1項
免税コンテナ再輸出期間延長承認申請	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和46年法律第65号。以下「コンテナ特例法」という。）第4条 コンテナ特例法施行令第5条 特例法基本通達第4章4-1
免税コンテナ等の用途外使用の承認申請	コンテナ特例法第4条ただし書 コンテナ特例法施行令第6条 特例法基本通達第4章4-2
免税コンテナ等の亡失の届出	コンテナ特例法第5条第2項（定率法第13条第7項を準用） コンテナ特例法施行令第7条（定率令第11条を準用） 特例法基本通達第4章5-2
免税コンテナ等滅却承認申請	コンテナ特例法第5条第2項（定率法第13条第7項を準用） コンテナ特例法施行令第7条（定率令第11条を準用） 特例法基本通達第4章5-2
免税コンテナ等変質損傷減税申請	コンテナ特例法第5条第2項（定率法第13条第7項を準用） コンテナ特例法施行令第7条（定率令第11条を準用） 特例法基本通達第4章5-3
免税コンテナ記帳事務所報告	特例法基本通達第4章6-4
国産コンテナ等確認申請	コンテナ特例法第8条 コンテナ特例法施行令第11条第1項 特例法基本通達第4章8-1
国産コンテナ等確認証紙貼付事績報告	コンテナ特例法施行令第11条第4項 特例法基本通達第4章8-3
コンテナの個別承認申請	コンテナ特例法第13条第1項 コンテナ特例法施行令第15条第1項



手続名称	根拠法令等
	特例法基本通達第4章13-1
コンテナの型式承認申請	コンテナ特例法第14条第2項(コンテナ特例法第13条第1項を準用) コンテナ特例法施行令第16条第1項 特例法基本通達第4章14-1
コンテナの免税部分品使用届出	コンテナ特例法施行令第4条 特例法基本通達第4章3-8
免税コンテナの差押届出	コンテナ特例法施行令第10条
国産コンテナの製造証明書の提出	コンテナ特例法施行令第11条 特例法基本通達第4章8-1
製造歩留りに関する届出	製造歩留事務提要の制定について(昭和45年6月1日蔵関第1282号)
保税みかん缶詰製造報告	保税工場において製造されたかん詰に係る打落かん、端かん等の取扱いについて(昭和42年5月17日蔵関第464号)
装置等の認定申請	日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取扱いについて(昭和55年6月13日蔵関第676号)2.(1)
装置等の搬出届	日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取扱いについて(昭和55年6月13日蔵関第676号)3.(1)
装置等の使用状況報告	日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取扱いについて(昭和55年6月13日蔵関第676号)4.(2)

【特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】

手続名称	根拠法令等
特例輸入者の承認申請	関法第7条の2第5項 関令第4条の5第1項 関基7の2-5
特定保税承認者(保税蔵置場)の承認申請	関法第50条第3項 関令第42条第1項 関基50-3
特定保税承認者(保税工場)の承認申請	関法第61条の5第3項 関令第50条の4第1項 関基61の5-1(関基50-3を準用)
特定保税運送者の承認申請	関法第63条の3第1項 関令第55条の5第1項 関基63の2-1
特定輸出者の承認申請	関法第67条の3第5項 関令第59条の10第1項 関基67の3-4
認定製造者の認定申請	関法第67条の13第1項 関令第59条の16第1項 関基67の13-1
認定通関業者の認定申請	関法第79条第1項 関令第69条第1項 関基79-1
特例輸入者の承認内容変更届出	関法第7条の2第1項 関令第4条の5第5項 関基7の2-8
特定保税承認者(保税蔵置場)の承認内容変更届出	関法第50条第1項 関令第42条第5項 関基50-6
特定保税承認者(保税工場)の承認内容変更届出	関法第61条の5第1項 関令第50条の4第5項 関基61の5-1(関基50-6を準用)
特定保税運送者の承認内容変更届出	関法第63条の2第1項 関令第55条の5第6項 関基63の2-4、関基63の2-5

手続名称	根拠法令等
特定輸出者の承認内容変更届出	関法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号 関令第 59 条の 10 第 5 項 関基 67 の 3-5 (関基 7 の 2-8 を準用)
認定製造者の認定内容変更届出	関法第 67 条の 13 第 1 項 関令第 59 条の 16 第 6 項 関基 67 の 13-4
認定通関業者の認定内容変更届出	関法第 79 条第 1 項 業法第 12 条 関令第 69 条第 5 項 関基 79-4 業基 12-1
特例輸入者の承認取りやめ届出	関法第 7 条の 10 関令第 4 条の 13 関基 7 の 10-1
特定保税承認者 (保税蔵置場) の承認取りやめ届出	関法第 52 条の 2 関令第 43 条の 2 関基 52 の 2-1
特定保税承認者 (保税工場) の承認取りやめ届出	関法第 62 条 (関法第 52 条の 2 を準用) 関令第 51 条第 2 項 (関令第 43 条の 2 を準用) 関基 62-1 (関基 52 の 2-1 を準用)
特定保税運送者の承認取りやめ届出	関法第 63 条の 6 関令第 55 条の 7 関基 63 の 6-1
特定輸出者の承認取りやめ届出	関法第 67 条の 9 関令第 59 条の 13 (関令第 4 条の 13 を準用) 関基 67 の 9-1 (関基 7 の 10-1 を準用)
認定製造者の認定取りやめ届出	関法第 67 条の 15 関令第 59 条の 17 関基 67 の 15-1
認定通関業者の認定取りやめ届出	関法第 79 条の 3 関令第 69 条の 2 関基 79 の 3-1
特例輸入者承認の承継の承認申請	関法第 7 条の 13 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用) 関令第 4 条の 15 第 2 項 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用) 関基 7 の 13-1
特定保税承認者 (保税蔵置場) 承認の承継の承認申請	関法第 55 条 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用) 関令第 44 条の 2 第 2 項 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用) 関基 55-1
特定保税承認者 (保税工場) 承認の承継の承認申請	関法第 62 条 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用) 関令第 51 条第 2 項 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用) 関基 62-1 (関基 55-1 を準用)
特定保税運送者承認の承継の承認申請	関法第 63 条の 8 の 2 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用) 関令第 55 条の 8 の 2 第 2 項 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用) 関基 63 の 8 の 2-1
特定輸出者承認の承継の承認申請	関法第 67 条の 12 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用) 関令第 59 条の 15 第 2 項 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用) 関基 67 の 12-1 (関基 7 の 13-1 を準用)
認定製造者認定の承継の承認申請	関法第 67 条の 18 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用) 関令第 59 条の 19 第 2 項 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第 2 項を準用) 関基 67 の 18-1 (関基 7 の 13-1 を準用)
認定通関業者認定の承継の承認申請	関法第 79 条の 6 (関法第 48 条の 2 第 2 項、第 4 項を準用) 関令第 69 条の 4 第 2 項 (関令第 39 条の 2 第 1 項、第

手続名称	根拠法令等
	2項を準用) 関基 79 の 6 - 1 (関基 7 の 13 - 1 を準用)
外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出 (届出蔵置場)	関法第 50 条第 1 項 関令第 41 条第 1 項 関基 50 - 1
外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出 (届出工場)	関法第 61 条の 5 第 1 項 関令第 50 条の 3 第 1 項 関基 61 の 5 - 1 (関基 50 - 1 を準用)
届出に係るみなし許可変更申出 (兼保税蔵置場許可申請)	関法第 50 条第 1 項 関基 50 - 1
届出に係るみなし許可変更申出 (兼保税工場許可申請)	関法第 61 条の 5 第 1 項 関基 61 の 5 - 1 (関基 50 - 1 を準用)
外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届出 (届出蔵置場)	関法第 50 条第 1 項 関基 50 - 2
外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届出 (届出工場)	関法第 61 条の 5 第 1 項 関基 61 の 5 - 1 (関基 50 - 2 を準用)
特定保税承認者 (保税蔵置場) の承認更新申請	関法第 50 条第 4 項 関令第 43 条 関基 50 - 7
特定保税承認者 (保税工場) の承認更新申請	関法第 61 条の 5 第 4 項 関令第 50 条の 5 関基 61 の 5 - 1 (関基 50 - 7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の承認申請 (特例輸入者)	関法第 7 条の 9 第 2 項 (電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 (平成 10 年法律第 25 号。以下「電帳法」という。) 第 4 条、第 5 条を準用) 関令第 4 条の 12 第 7 項 関基 7 の 9 - 2、関基 7 の 9 - 5、関基 7 の 9 - 7 (関基 7 の 9 - 2 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の承認申請 (特定輸出者)	関法第 67 条の 8 第 2 項 (電帳法第 4 条、第 5 条を準用) 関令第 59 条の 12 第 6 項 (関令第 4 条の 12 第 7 項を準用) 関基 67 の 8 - 2 (関基 7 の 9 - 2、関基 7 の 9 - 5、関基 7 の 9 - 7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出 (特例輸入者)	関法第 7 条の 9 第 2 項 (電帳法第 7 条第 1 項を準用) 関令第 4 条の 12 第 7 項 関基 7 の 9 - 3、関基 7 の 9 - 7 (関基 7 の 9 - 3 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出 (特定輸出者)	関法第 67 条の 8 第 2 項 (電帳法第 7 条第 1 項を準用) 関令第 59 条の 12 第 6 項 (関令第 4 条の 12 第 7 項を準用) 関基 67 の 8 - 2 (関基 7 の 9 - 3、関基 7 の 9 - 7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の変更届出 (特例輸入者)	関法第 7 条の 9 第 2 項 (電帳法第 7 条第 2 項を準用) 関令第 4 条の 12 第 7 項 関基 7 の 9 - 4、関基 7 の 9 - 7 (関基 7 の 9 - 4 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の変更届出 (特定輸出者)	関法第 67 条の 8 第 2 項 (電帳法第 7 条第 2 項を準用) 関令第 59 条の 12 第 6 項 (関令第 4 条の 12 第 7 項を準用) 関基 67 の 8 - 2 (関基 7 の 9 - 4、関基 7 の 9 - 7 を準用)

【調査関係】

手続名称	根拠法令等
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の承認申請 (輸入者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 4 条、第 5 条を準用) 関令第 83 条第 9 項 関基 94 - 2 (関基 7 の 9 - 2、関基 7 の 9 - 5、関基 7 の 9 - 7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の承認申請 (輸出者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 4 条、第 5 条を準用) 関令第 83 条第 9 項

手続名称	根拠法令等
	関基 94-3 (関基 7 の 9-2、関基 7 の 9-5、関基 7 の 9-7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出 (輸入者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 7 条第 1 項を準用) 関令第 83 条第 9 項 関基 94-2 (関基 7 の 9-3、関基 7 の 9-7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の取止届出 (輸出者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 7 条第 1 項を準用) 関令第 83 条第 9 項 関基 94-3 (関基 7 の 9-3、関基 7 の 9-7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の変更届出 (輸入者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 7 条第 2 項を準用) 関令第 83 条第 9 項 関基 94-2 (関基 7 の 9-4、関基 7 の 9-7 を準用)
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の変更届出 (輸出者)	関法第 94 条第 3 項 (電帳法第 7 条第 2 項を準用) 関令第 83 条第 9 項 関基 94-3 (関基 7 の 9-4、関基 7 の 9-7 を準用)